



茨城県報 第1375号

平成14年 6 月24日

月 曜 日

目 次

規 則	ページ
●茨城県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則 (商業流通課)	1
告 示	
●青少年に有益な興行の推奨 (女性青少年課)	9
●一般廃棄物処理施設の設置許可申請 (廃棄物対策課)	9
●産業廃棄物処理施設の設置許可申請 (廃棄物対策課)	10
●救急医療協力診療所の指定取消し (医療整備課)	12
●指定居宅サービス事業者の指定 (2件) (高齢福祉課)	12
●大規模小売店舗立地法に基づく意見に係る公告 (2件) (商業流通課)	13
●農地保有合理化事業規程の変更承認 (農政企画課)	14
●特定漁業者の共済契約の締結の申込みの同意成立の届出 (漁政課)	14
●道路の区域の決定 (道路維持課)	14
●道路の区域の変更 (4件) (道路維持課)	15
●道路の供用の開始 (3件) (道路維持課)	16
●土地改良事業に対する同意 (2件) (土地改良事務所)	17
●土地改良法に基づく換地処分 (土地改良事務所)	18
公 告	
●特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告 (生活文化課)	18

規 則

茨城県規則第57号

茨城県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成14年 6 月24日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

茨城県中小企業高度化資金貸付規則 (昭和43年茨城県規則第5号) の一部を次のように改正する。

別表第1項から第14項までの規定中「1.5パーセント」を「1.05パーセント」に改め、同表第15項を次のように改める。

15 構造改善高度化事業	<p>(1) 4, 9又は11に掲げる事業のうち、当該事業に参加する者の5分の4以上が常時使用する従業員の数が20人(商業又はサービス業(ソフトウェア業及び情報処理サービス業を除く。))を行う者については、5人以下の者(協業組合の組合員にあつては、当該協業組合への加入の際に常時使用する従業員の数が20人(商業又はサービス業(ソフトウェア業及び情報処理サービス業を除く。))を行う者については、5人)を超えていた者を除く。)であり、かつ、当該事業に参加する者の3分の2以上が製造業若しくは情報サービス業のいずれかの業種又は相互に関連性の高い製造</p>	<p>(1) 貸付対象事業の(1)については、4, 9又は11に掲げる事業ごとに定める貸付対象者 (2) 貸付対象事業の(2)については、1, 6又は10に掲げる事業ごとに定める貸付対象者 (3) 貸付対象事業の(3)については、8に掲げる事業の貸付対象者 (4) 貸付対象事業の(4)については、1又は2に掲げる事業ごとに定める貸付対象者 (5) 貸付対象事業の(5)については、1から13までに掲げる事業(5, 7及び12に掲げる事業を除く。)ごとに定める貸付対象者 (6) 貸付対象事業の(6)については、13に掲げる事業の貸付対象者 (7) 貸付対象事業の(7)については、1に掲げる</p>	<p>(1) 貸付対象事業の(1)については、4, 9又は11に掲げる事業ごとに定める貸付対象施設等 (2) 貸付対象事業の(2)については、1, 6又は10に掲げる事業ごとに定める貸付対象施設等 (3) 貸付対象事業の(3)については、8に掲げる事業の貸付対象施設等 (4) 貸付対象事業の(4)については、1又は2に掲げる事業ごとに定める貸付対象施設等 (5) 貸付対象事業の(5)については、1から13までに掲げる事業(5, 7及び12に掲げる事業を除く。)ごとに定める貸付対象施設等 (6) 貸付対象事業の(6)については、13に掲げる事業の貸付対象施設等 (7) 貸付対象事業の(7)については、1に掲げる</p>	無利子	<p>(1) 貸付対象事業の(1)については、4, 9又は11に掲げる事業ごとに定める償還期間 (2) 貸付対象事業の(2)については、1, 6又は10に掲げる事業ごとに定める償還期間 (3) 貸付対象事業の(3)については、8に掲げる事業の償還期間 (4) 貸付対象事業の(4)については、1又は2に掲げる事業ごとに定める償還期間 (5) 貸付対象事業の(5)については、1から13までに掲げる事業(5, 7及び12に掲げる事業を除く。)ごとに定める償還期間 (6) 貸付対象事業の(6)については、13に掲げる事業の償還期間 (7) 貸付対象事業の(7)については、1に掲げる事業の償還</p>	<p>(1) 貸付対象事業の(1)については、4, 9又は11に掲げる事業ごとに定める据置期間 (2) 貸付対象事業の(2)については、1, 6又は10に掲げる事業ごとに定める据置期間 (3) 貸付対象事業の(3)については、8に掲げる事業の据置期間 (4) 貸付対象事業の(4)については、1又は2に掲げる事業ごとに定める据置期間 (5) 貸付対象事業の(5)については、1から13までに掲げる事業(5, 7及び12に掲げる事業を除く。)ごとに定める据置期間 (6) 貸付対象事業の(6)については、13に掲げる事業の据置期間 (7) 貸付対象事業の(7)については、1に掲げる事業の据置</p>	<p>設置資金又は取得資金の100分の80以内。ただし、小規模事業者が専有する部分については、100分の90以内</p>
--------------	--	--	--	-----	---	---	--

<p>業及び情報サービス業を行う者が事業の集約化を図るもの</p> <p>(2) 1, 6又は10に掲げる事業のうち、汚水、ばい煙、産業廃棄物、騒音等の処理施設若しくは防止施設又は省資源・省エネルギー化を図るための施設の設置に係るもの</p> <p>(3) 8に掲げる事業のうち、製品開発、技術開発、デザイン開発その他これらに準ずるもの</p> <p>(4) 1又は2に掲げる事業のうち、公園、緑地その他の地域環境保全施設等の設置に係るもの</p> <p>(5) 1から13までに掲げる事業(5, 7及び12に掲げる事業を除く。)のうち、災害を防止するための施設の設置に係るもの</p> <p>(6) 13に掲げる事業のうち、製品開</p>	<p>事業の貸付対象者</p> <p>(8) 貸付対象事業の(8)については、2又は6に掲げる事業ごとに定める貸付対象者</p> <p>(9) 貸付対象事業の(9)については、4, 9又は11に掲げる事業ごとに定める貸付対象者</p> <p>(10) 貸付対象事業の(10)については、8又は13に掲げる事業ごとに定める貸付対象者</p> <p>(11) 貸付対象事業の(11)については、5又は12に掲げる事業ごとに定める貸付対象者</p> <p>(12) 貸付対象事業の(12)については、1, 2, 4, 6, 9又は10に掲げる事業ごとに定める貸付対象者</p> <p>(13) 貸付対象事業の(13)については、1, 2, 4又は6に掲げる事業ごとに定める貸付対象者</p>	<p>事業の貸付対象施設等</p> <p>(8) 貸付対象事業の(8)については、2又は6に掲げる事業ごとに定める貸付対象施設等</p> <p>(9) 貸付対象事業の(9)については、4, 9又は11に掲げる事業ごとに定める貸付対象施設等</p> <p>(10) 貸付対象事業の(10)については、8又は13に掲げる事業ごとに定める貸付対象施設等</p> <p>(11) 貸付対象事業の(11)については、5又は12に掲げる事業ごとに定める貸付対象施設等</p> <p>(12) 貸付対象事業の(12)については、1, 2, 4, 6, 9又は10に掲げる事業ごとに定める貸付対象施設等</p> <p>(13) 貸付対象事業の(13)については、1, 2, 4又は6に掲げる事業ごとに定める貸付対象施設等</p>		<p>期間</p> <p>(8) 貸付対象事業の(8)については、2又は6に掲げる事業ごとに定める償還期間</p> <p>(9) 貸付対象事業の(9)については、4, 9又は11に掲げる事業ごとに定める償還期間</p> <p>(10) 貸付対象事業の(10)については、8又は13に掲げる事業ごとに定める償還期間</p> <p>(11) 貸付対象事業の(11)については、5又は12に掲げる事業ごとに定める償還期間</p> <p>(12) 貸付対象事業の(12)については、1, 2, 4, 6, 9又は10に掲げる事業ごとに定める償還期間</p> <p>(13) 貸付対象事業の(13)については、1, 2, 4又は6に掲げる事業ごとに定める償還期間</p> <p>(14) 貸付対象事業の(14)については、1, 6から8まで, 10,</p>	<p>期間</p> <p>(8) 貸付対象事業の(8)については、2又は6に掲げる事業ごとに定める据置期間</p> <p>(9) 貸付対象事業の(9)については、4, 9又は11に掲げる事業ごとに定める据置期間</p> <p>(10) 貸付対象事業の(10)については、8又は13に掲げる事業ごとに定める据置期間</p> <p>(11) 貸付対象事業の(11)については、5又は12に掲げる事業ごとに定める据置期間</p> <p>(12) 貸付対象事業の(12)については、1, 2, 4, 6, 9又は10に掲げる事業ごとに定める据置期間</p> <p>(13) 貸付対象事業の(13)については、1, 2, 4又は6に掲げる事業ごとに定める据置期間</p> <p>(14) 貸付対象事業の(14)については、1, 6から8まで, 10,</p>	
--	--	--	--	--	--	--

<p>発, 技術開発, デザイン開発その他これらに準ずるもの</p> <p>(7) 1 に掲げる事業のうち, 中小小売商業振興法 (昭和48年法律第101号。以下「小売振興法」という。) 第4条第2項の認定を受けた店舗集団化計画に基づき実施するもの</p> <p>(8) 2 又は6 に掲げる事業のうち, 小売振興法第4条第1項の認定を受けた商店街整備計画及び小売振興法第4条第3項の認定を受けた共同店舗等整備計画に基づき実施するもの</p> <p>(9) 4, 9 又は11に掲げる事業のうち, 小売振興法第4条第3項の認定を受けた共同店舗等整備計画に基づき実施するもの</p> <p>(10) 8 又は13 に掲げる事業のうち, 小売振興法第4条第4</p>	<p>(14) 貸付対象事業の(14)については, 1, 6 から8まで, 10, 13又は14に掲げる事業 (8及び13にあつては製品開発, 技術開発, デザイン開発その他これらに準ずる事業に限る。) ごとに定める貸付対象者</p> <p>(15) 貸付対象事業の(15)については, 1, 6, 8, 10, 13又は14に掲げる事業 (8及び13にあつては, 製品開発, 技術開発, デザイン開発その他これらに準ずる事業に限る。) ごとに定める貸付対象者</p> <p>(16) 貸付対象事業の(16)については, 1, 6, 8, 10又は13に掲げる事業 (8及び13にあつては, 製品開発, 技術開発, デザイン開</p>	<p>(14) 貸付対象事業の(14)については, 1, 6 から8まで, 10, 13又は14に掲げる事業 (8及び13にあつては製品開発, 技術開発, デザイン開発その他これらに準ずる事業に限る。) ごとに定める貸付対象施設等</p> <p>(15) 貸付対象事業の(15)については, 1, 6, 8, 10, 13又は14に掲げる事業 (8及び13にあつては, 製品開発, 技術開発, デザイン開発その他これらに準ずる事業に限る。) ごとに定める貸付対象施設等</p> <p>(16) 貸付対象事業の(16)については, 1, 6, 8, 10又は13に掲げる事業 (8及び13にあつては, 製品開発, 技術開発, デザイン開</p>	<p>13又は14に掲げる事業 (8及び13にあつては, 製品開発, 技術開発, デザイン開発その他これらに準ずる事業に限る。) ごとに定める償還期間</p> <p>(15) 貸付対象事業の(15)については, 1, 6, 8, 10, 13又は14に掲げる事業 (8及び13にあつては, 製品開発, 技術開発, デザイン開発その他これらに準ずる事業に限る。) ごとに定める償還期間</p> <p>(16) 貸付対象事業の(16)については, 1, 6, 8, 10又は13に掲げる事業 (8及び13にあつては, 製品開発, 技術開発, デザイン開</p> <p>(17) 貸付対象事業の(17)については, 1, 2, 4, 6, 9 又は11に掲げる</p>	<p>13又は14に掲げる事業 (8及び13にあつては, 製品開発, 技術開発, デザイン開発その他これらに準ずる事業に限る。) ごとに定める償還期間</p> <p>(15) 貸付対象事業の(15)については, 1, 6, 8, 10, 13又は14に掲げる事業 (8及び13にあつては, 製品開発, 技術開発, デザイン開発その他これらに準ずる事業に限る。) ごとに定める償還期間</p> <p>(16) 貸付対象事業の(16)については, 1, 6, 8, 10又は13に掲げる事業 (8及び13にあつては, 製品開発, 技術開発, デザイン開</p> <p>(17) 貸付対象事業の(17)については, 1, 2, 4, 6, 9 又は11に掲げる</p>	<p>13又は14に掲げる事業 (8及び13にあつては, 製品開発, 技術開発, デザイン開発その他これらに準ずる事業に限る。) ごとに定める償還期間</p> <p>(15) 貸付対象事業の(15)については, 1, 6, 8, 10, 13又は14に掲げる事業 (8及び13にあつては, 製品開発, 技術開発, デザイン開発その他これらに準ずる事業に限る。) ごとに定める償還期間</p> <p>(16) 貸付対象事業の(16)については, 1, 6, 8, 10又は13に掲げる事業 (8及び13にあつては, 製品開発, 技術開発, デザイン開</p> <p>(17) 貸付対象事業の(17)については, 1, 2, 4, 6, 9 又は11に掲げる</p>	<p>13又は14に掲げる事業 (8及び13にあつては, 製品開発, 技術開発, デザイン開発その他これらに準ずる事業に限る。) ごとに定める償還期間</p> <p>(15) 貸付対象事業の(15)については, 1, 6, 8, 10, 13又は14に掲げる事業 (8及び13にあつては, 製品開発, 技術開発, デザイン開発その他これらに準ずる事業に限る。) ごとに定める償還期間</p> <p>(16) 貸付対象事業の(16)については, 1, 6, 8, 10又は13に掲げる事業 (8及び13にあつては, 製品開発, 技術開発, デザイン開</p> <p>(17) 貸付対象事業の(17)については, 1, 2, 4, 6, 9 又は11に掲げる</p>	<p>13又は14に掲げる事業 (8及び13にあつては, 製品開発, 技術開発, デザイン開発その他これらに準ずる事業に限る。) ごとに定める償還期間</p> <p>(15) 貸付対象事業の(15)については, 1, 6, 8, 10, 13又は14に掲げる事業 (8及び13にあつては, 製品開発, 技術開発, デザイン開発その他これらに準ずる事業に限る。) ごとに定める償還期間</p> <p>(16) 貸付対象事業の(16)については, 1, 6, 8, 10又は13に掲げる事業 (8及び13にあつては, 製品開発, 技術開発, デザイン開</p> <p>(17) 貸付対象事業の(17)については, 1, 2, 4, 6, 9 又は11に掲げる</p>
---	---	---	---	---	---	---	---

	<p>項の認定を受けた電子計算機利用経営管理計画に基づき実施するもの</p> <p>(11) 5又は12に掲げる事業のうち、小売振興法第4条第5項の認定を受けた連鎖化事業計画に基づき実施するもの</p> <p>(12) 1, 2, 4, 6, 9又は10に掲げる事業のうち、中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律(平成3年法律第57号)第5条第2項に規定する認定計画に基づき実施するもの</p> <p>(13) 1, 2, 4又は6に掲げる事業のうち、中小企業流通業務効率化促進法(平成4年法律第65号)第5条第2項に規定する認定計画に基づき実施するもの</p>	<p>に定める貸付対象者</p> <p>(17) 貸付対象事業の(17)については、1, 2, 4, 6, 9又は11に掲げる事業ごとに定める貸付対象者</p> <p>(18) 貸付対象事業の(18)については、1又は3から14までに掲げる事業ごとに定める貸付対象者</p>	<p>に定める貸付対象施設等</p> <p>(17) 貸付対象事業の(17)については、1, 2, 4, 6, 9又は11に掲げる事業ごとに定める貸付対象施設等</p> <p>(18) 貸付対象事業の(18)については、1又は3から14までに掲げる事業ごとに定める貸付対象施設等</p>		<p>事業ごとに定める償還期間</p> <p>(18) 貸付対象事業の(18)については、1又は3から14までに掲げる事業ごとに定める償還期間</p>	<p>事業ごとに定める据置期間</p> <p>(18) 貸付対象事業の(18)については、1又は3から14までに掲げる事業ごとに定める据置期間</p>	
--	--	---	---	--	---	---	--

	<p>(14) 1, 6 から 8 まで, 10, 13 又は 14 に掲げる 事業 (8 及び 13 にあつては, 製品開発, 技術開発, デザイン開発その他これらに準ずる事業に限る。) のうち, 中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法 (平成 7 年法律第 47 号。) 第 5 条第 2 項に規定する認定研究開発等事業計画に基づき実施するもの</p>						
	<p>(15) 1, 6, 8, 10, 13 又は 14 に掲げる 事業 (8 及び 13 にあつては, 製品開発, 技術開発, デザイン開発その他これらに準ずる事業に限る。) のうち, 特定産業集積の活性化に関する臨時措置法 (平成 9 年法律第 28 号。以下「地域産業集積活性化法」という。) 第 8 条第 2</p>						

	<p>項に規定する承認高度化等計画，地域産業集積活性化法第10条第2項に規定する承認高度化等円滑化計画，地域産業集積活性化法第24条第2項に規定する承認進出計画又は地域産業集積活性化法第26条第2項に規定する承認進出円滑化計画に基づき実施するもの</p> <p>(16) 1, 6, 8, 10又は13に掲げる事業(8及び13にあつては，製品開発，技術開発，デザイン開発その他これらに準ずる事業に限る。)のうち，中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律(平成10年法律第92号。以下「中心市街地整備改善活性化法」という。)第17条第2</p>						
--	---	--	--	--	--	--	--

	項に規定する認定特定事業計画に基づき実施するもの (17) 1, 2, 4, 6, 9 又は11に掲げる事業のうち、中心市街地整備改善活性化法第21条第2項に規定する認定中小小売商業高度化事業計画に基づき実施するもの (18) 1又は3から14までに掲げる事業のうち、中小企業経営革新支援法(平成11年法律第18号)第5条第2項に規定する承認経営革新計画に基づき実施するもの						
--	--	--	--	--	--	--	--

別表第16項、第18項から第20項まで、第24項及び第26項中「1.5パーセント」を「1.05パーセント」に改め、同表第34項中「1.5パーセント」を「1.05パーセント」に、「15 (11)、15 (12)、15 (14)又は15 (19)」を「15 (10)、15 (11)、15 (13)又は15 (18)」に改め、同表第39項及び第40項中「1.5パーセント」を「1.05パーセント」に改める。

付 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の茨城県中小企業高度化資金貸付規則の規定に基づき貸し付けられている資金については、なお従前の例による。

~~~~~



**告 示**

茨城県告示第736号

茨城県青少年のための環境整備条例（昭和37年茨城県条例第60号）第7条の規定に基づき、青少年に有益な興行として次のものを推奨する。

平成14年 6 月24日

茨城県知事 橋 本 昌

|             |                                                                                                                                                                                      |
|-------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 推 奨 番 号   | 1                                                                                                                                                                                    |
| 2 種 類       | 映画                                                                                                                                                                                   |
| 3 題 名       | エトワール                                                                                                                                                                                |
| 4 製 作       | フレデリック・ブルブーロン, アニエス・ルボン, アガッド・ベルマン                                                                                                                                                   |
| 5 配 給 会 社   | キネティック                                                                                                                                                                               |
| 6 推 奨 年 月 日 | 平成14年 6 月17日                                                                                                                                                                         |
| 7 推 奨 理 由   | エトワールを頂点に厳格な階級社会が築かれているパリ・オペラ座バレエ。華麗なる表舞台の裏で繰り広げられる過酷で容赦のない、頂点を目指した、あるいは生き残りをかけた熾烈な争い。300年以上の歴史を持つオペラ座バレエの高い芸術性だけでなく、バレエに生きる者たちを通じ、迷い、悩みながらも自分の目標に向かってひたむきに生きることの美しさを青少年に訴えかける映画である。 |



茨城県告示第737号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第8条第2項の規定に基づく一般廃棄物処理施設の設置許可申請があったので、法第8条第4項の規定により、次のとおり告示する。

平成14年 6 月24日

茨城県知事 橋 本 昌

1 申請の内容及び縦覧場所等

|                                |                                                 |
|--------------------------------|-------------------------------------------------|
| 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 | 吉江総業有限会社 代表取締役 吉江 弘喜<br>真壁郡明野町大字倉持1126          |
| 一般廃棄物処理施設の設置の場所                | 真壁郡明野町大字鍋山752 - 1, 752 - 2, 752 - 4, 752 - 5 番地 |
| 一般廃棄物処理施設の種類                   | ごみ処理施設 (焼却・破碎)                                  |
| 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類      | 可燃物, 不燃物, 粗大ごみ, 感染性一般廃棄物                        |
| 申 請 年 月 日                      | 平成14年 5 月27日                                    |

|           |                                                                |
|-----------|----------------------------------------------------------------|
| 関係書類の縦覧場所 | 茨城県生活環境部廃棄物対策課<br>水戸市笠原町978番 6<br>明野町環境対策室<br>真壁郡明野町大字海老ヶ島1300 |
| 縦覧期間      | 平成14年 6 月24日から平成14年 7 月23日まで                                   |
| 縦覧時間      | 午前 9 時から午後 5 時まで                                               |

## 2 意見書の提出等

当該一般廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、次により生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

なお、意見書は日本語により記載するものとする。

### (1) 提出期限

平成14年 8 月 6 日

### (2) 提出先

茨城県生活環境部廃棄物対策課  
水戸市笠原町978番 6

### (3) 意見書に記載すべき事項

- ア 意見書を提出する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- ウ 一般廃棄物処理施設の種類
- エ 生活環境の保全上の見地からの意見

## 茨城県告示第738号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第15条第2項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の設置許可申請があったので、法第15条第4項の規定により、次のとおり告示する。

平成14年 6 月24日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 申請の内容及び縦覧場所等

|                                |                                                               |
|--------------------------------|---------------------------------------------------------------|
| 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 | 吉江総業有限会社 代表取締役 吉江 弘喜<br>真壁郡明野町大字倉持1126                        |
| 産業廃棄物処理施設の設置の場所                | 真壁郡明野町大字鍋山752 - 1, 752 - 2, 752 - 4, 752 - 5 番地               |
| 産業廃棄物処理施設の種類の種類                | 汚泥の焼却施設, 廃油の焼却施設, 廃プラスチック類の焼却施設, 産業廃棄物の焼却施設                   |
| 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類      | 汚泥, 廃油, 廃酸, 廃アルカリ, 廃プラスチック類, 紙くず, 木くず, 繊維くず, 動植物性残渣, 感染性産業廃棄物 |
| 申請年月日                          | 平成14年 5 月27日                                                  |

|           |                                                                |
|-----------|----------------------------------------------------------------|
| 関係書類の縦覧場所 | 茨城県生活環境部廃棄物対策課<br>水戸市笠原町978番 6<br>明野町環境対策室<br>真壁郡明野町大字海老ヶ島1300 |
| 縦覧期間      | 平成14年 6 月24日から平成14年 7 月23日まで                                   |
| 縦覧時間      | 午前 9 時から午後 5 時まで                                               |

|                                |                                                              |
|--------------------------------|--------------------------------------------------------------|
| 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 | 株式会社高橋合金<br>代表取締役 高橋 祐亨<br>守谷市百合ヶ丘一丁目2418番地12                |
| 産業廃棄物処理施設の設置の場所                | 守谷市百合ヶ丘一丁目2418番地 1 ~ 14                                      |
| 産業廃棄物処理施設の種類                   | 廃プラスチック類の焼却施設                                                |
| 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類      | 廃プラスチック類, 金属くず                                               |
| 申請年月日                          | 平成14年 5 月30日                                                 |
| 関係書類の縦覧場所                      | 茨城県生活環境部廃棄物対策課<br>水戸市笠原町978番 6<br>守谷市生活環境課<br>守谷市大字大柏950 - 1 |
| 縦覧期間                           | 平成14年 6 月24日から平成14年 7 月23日まで                                 |
| 縦覧時間                           | 午前 9 時から午後 5 時まで                                             |

2 意見書の提出等

当該産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、次により生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

なお、意見書は日本語により記載するものとする。

(1) 提出期限

平成14年 8 月 6 日

(2) 提出先

茨城県生活環境部廃棄物対策課

水戸市笠原町978番 6

(3) 意見書に記載すべき事項

ア 意見書を提出する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ウ 産業廃棄物処理施設の種類

エ 生活環境の保全上の見地からの意見

茨城県告示第739号

次の救急医療協力医療機関については、その開設者より茨城県救急医療協力病院及び診療所に関する規則（昭和52年茨城県規則第11号）第4条第1項第1号の規定による申出の撤回があったので、同規則第4条第2項の規定により告示する。

平成14年 6 月24日

茨城県知事 橋 本 昌

| 名 称         | 所 在 地              |
|-------------|--------------------|
| 井 村 外 科 医 院 | 日立市大みか町 6 - 4 - 10 |

茨城県告示第740号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第78条第1項の規定により告示する。

平成14年 6 月24日

茨城県知事 橋 本 昌

| 事業者の名称                     | 事業所の名称           | 事業所の所在地                          | サービスの種類等        | 指定年月日                  |
|----------------------------|------------------|----------------------------------|-----------------|------------------------|
| 有 限 会 社<br>一 心 プ ラ ン ニ ン グ | グループホーム<br>いっしん館 | 新治郡千代田町大字下<br>稲吉字角来西2279番 1<br>号 | 痴呆対応型共同生活<br>介護 | 平 成 1 4 年<br>6 月 1 4 日 |

茨城県告示第741号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第78条第1項の規定により告示する。

平成14年 6 月24日

茨城県知事 橋 本 昌

| 事業者の名称               | 事業所の名称 | 事業所の所在地       | サービスの種類等 | 指定年月日                  |
|----------------------|--------|---------------|----------|------------------------|
| 社 会 福 祉 法 人<br>親 愛 会 | ライフ緑岡  | 水戸市見川1820番地17 | 福祉用具貸与   | 平 成 1 4 年<br>6 月 1 7 日 |

茨城県告示第742号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8 条第 1 項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお、意見書は、本日から 1 月間茨城県商工労働部商業流通課及び県南地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

平成14年 6 月24日

茨城県知事 橋 本 昌

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

カスミストアー取手店  
取手市青柳字長町385

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出（第 6 条第 2 項）  
平成14年 2 月18日

イ 変更しようとする事項

- (ア) 駐輪場の位置
- (イ) 廃棄物等の保管施設の位置

ウ 届出年月日

平成14年 1 月31日

2 市町村の意見

| 市 町 村 名 | 意 見 の 概 要 | 理 由 |
|---------|-----------|-----|
| 取 手 市   | なし        |     |

茨城県告示第743号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8 条第 1 項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお、意見書は、本日から 1 月間茨城県商工労働部商業流通課及び県北地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

平成14年 6 月24日

茨城県知事 橋 本 昌

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパーカドヤ新店  
水戸市新原 1 丁目3078 - 62 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出（附則第 5 条第 1 項）

平成14年 4 月25日

## イ 変更しようとする事項

駐輪場の位置

## ウ 届出年月日

平成14年 4 月 2 日

## 2 市町村の意見

| 市 町 村 名 | 意 見 の 概 要 | 理 由 |
|---------|-----------|-----|
| 水 戸 市   | 特になし      |     |

## 茨城県告示第744号

財団法人大宮町農業公社の農地保有合理化事業規程については、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第8条第1項の規定に基づき、平成14年 6 月17日に変更承認をしたので公告する。

平成14年 6 月24日

茨城県知事 橋 本 昌

## 茨城県告示第745号

小型大津加入区に係る特定第2号漁業者の共済契約の締結の申込みについて、次の者から同意成立の届出があり、当該同意は、漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条の2第2項に規定する要件に適合しているので、同条第6項において準用する同法第105条の2第4項の規定により告示する。

平成14年 6 月24日

茨城県知事 橋 本 昌

## 発起人

北茨城市大津町1284 - 1 小 松 信 男

北茨城市大津町73 小 嶋 晶 一

## 茨城県告示第746号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように決定する。

その関係図面は、平成14年 6 月24日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成14年 6 月24日

茨城県知事 橋 本 昌

| 整理<br>番号 | 道 路 の<br>種 類 | 路 線 名            | 区 間                   | 敷 地 の 幅 員<br>メートル | 延 長<br>メートル |
|----------|--------------|------------------|-----------------------|-------------------|-------------|
| 504      | 県 道          | 潮 来 土 浦<br>自転車道線 | 行方郡玉造町大字手賀字舟津486番地先から | 最大                | 765         |
|          |              |                  | 行方郡玉造町大字手賀字舟津53番地先まで  | 最小                |             |

茨城県告示第747号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成14年 6 月24日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成14年 6 月24日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 461号
- 3 道路の区域

| 区 間                       | 旧新の別  | 敷地の幅員   | 延 長  | 摘 要  |
|---------------------------|-------|---------|------|------|
| 久慈郡里美村大字折橋字横川1541番 2 地先から | 旧     | メートル    | メートル |      |
|                           |       | 最大 46.0 | 126  |      |
|                           |       | 最小 4.0  |      |      |
|                           |       | 最大 47.0 | 126  |      |
| 久慈郡里美村大字折橋字湯平1650番 1 地先まで | 新 (B) | 最大 47.0 | 126  | 旧道移管 |
|                           |       | 最小 16.0 |      |      |

茨城県告示第748号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成14年 6 月24日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成14年 6 月24日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 水戸鉾田佐原線
- 3 道路の区域

| 区 間                       | 旧新の別  | 敷地の幅員   | 延 長  | 摘 要   |
|---------------------------|-------|---------|------|-------|
| 行方郡北浦町大字山田字貝塚2927番 1 地先から | 旧 (A) | メートル    | メートル |       |
|                           |       | 最大 22.6 | 181  |       |
|                           |       | 最小 11.8 |      |       |
|                           |       | 最大 22.6 | 181  |       |
| 行方郡北浦町大字山田字貝塚2938番 3 地先まで | 新 (B) | 最大 35.9 | 182  | 迂回路設置 |
|                           |       | 最小 10.9 |      |       |

## 茨城県告示第749号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成14年 6 月24日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成14年 6 月24日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 鉾田茨城線
- 3 道路の区域

| 区 間                       | 旧新の別  | 敷地の幅員   | 延 長  | 摘 要   |
|---------------------------|-------|---------|------|-------|
| 鹿島郡鉾田町大字秋山字井戸尻344番 1 地先から | 旧     | メートル    | メートル |       |
|                           |       | 最大 10.8 | 93   |       |
|                           |       | 最小 10.7 |      |       |
|                           |       | 最大 32.5 | 109  |       |
| 鹿島郡鉾田町大字秋山字川中子170番 1 地先まで | 新 (A) | 最大 10.8 | 93   | 迂回路撤去 |
|                           |       | 最小 10.7 |      |       |

## 茨城県告示第750号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成14年 6 月24日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成14年 6 月24日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 293号
- 3 道路の区域

| 区 間                        | 旧新の別 | 敷地の幅員              | 延 長  | 摘 要  |
|----------------------------|------|--------------------|------|------|
| 久慈郡金砂郷町大字久米字叶田214番 1 地先から  | 旧    | メートル               | メートル |      |
|                            |      | 最大 15.7            | 378  |      |
|                            |      | 最小 12.6            |      |      |
|                            |      | 最大 38.7            | 378  |      |
| 久慈郡金砂郷町大字久米字千瓢田104番 1 地先まで | 新    | 最大 38.7<br>最小 12.6 |      | 現道拡幅 |

## 茨城県告示第751号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成14年 6 月24日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成14年 6 月24日

茨城県知事 橋 本 昌



- 1 路 線 名 一般国道 293号
- 2 供用開始の区間 久慈郡金砂郷町大字久米字叶田214番 1 地先から  
久慈郡金砂郷町大字久米字千瓢田104番 1 地先まで
- 3 供用開始の期日 平成14年 6 月24日

茨城県告示第752号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、平成14年 6 月24日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。  
平成14年 6 月24日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 茨城鹿島線
- 2 供用開始の区間 鹿島郡鉾田町大字鳥栖字鳥沼1818番 5 地先から  
鹿島郡鉾田町大字鳥栖字与八前1690番 3 地先まで
- 3 供用開始の期日 平成14年 6 月24日

茨城県告示第753号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、平成14年 6 月24日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。  
平成14年 6 月24日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 白山前取手線
- 2 供用開始の区間 取手市台宿 2 丁目626番 3 地先から  
取手市台宿 2 丁目788番 1 地先まで
- 3 供用開始の期日 平成14年 6 月24日

茨城県告示第754号

平成14年 1 月24日付けで友部町長川上好孝から協議のあった小原地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の 2 第 5 項において準用する同法第10条第 1 項の規定により平成14年 4 月17日同意した。  
平成14年 6 月24日

茨城県水戸土地改良事務所長 飯 田 豊

茨城県告示第755号

平成14年 3 月 1 日付けで猿島町長から協議のあった駒寄地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の 2 第 5 項において準用する同法第10条第 1 項の規定により、平成14年 5 月15日同意した。  
平成14年 6 月24日

茨城県境土地改良事務所長 海 老 原 修

## 茨城県告示第756号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により県営土地改良事業下佐沼地区（全換地区）に係る換地処分をした。

平成14年 6 月24日

茨城県江戸崎土地改良事務所長 齋 藤 俊 二

---

## 公 告

---

## ●特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証申請について、次のとおり申請があったので、同条第2項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る同条第1項第1号、第2号イ、第5号、第10号及び第11号に掲げる書類は、平成14年8月12日まで、茨城県生活環境部生活文化課県民運動推進室（水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県三の丸庁舎）において公衆の縦覧に供する。

平成14年 6 月24日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 申請のあった年月日  
平成14年 6 月11日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人 ポランのひろば
- 3 代表者の氏名  
小園江 晴美
- 4 主たる事務所の所在地  
茨城県つくば市大字長高野字須賀1143番地18
- 5 定款に記載された目的

この法人は、つくば市とその周辺の障害児・者に対して、就学障害児の療育および保育事業、障害者小規模作業所などの事業を行い、障害児の発達、障害者の就労及び社会的自立、障害者の家族の就労及び社会参加を保障するとともに、障害児・者と一般市民との交流と相互理解を促進し、障害児・者の生活の質の向上を図り、もって社会全体の福祉の向上に寄与することを目的とする。

~~~~~

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも1月）
（休日の場合は繰下発行）（金 3,060円）

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 8555 茨城県水戸市笠原町978番 6

茨 城 県 総 務 部 総 務 課

電話番号 029 (301) 1 1 1 1 (代)